

### 人工肛門・人工ぼうこうの方のための相談会

【所】10月20日(土) 豊平区民センター(豊平区平岸6の10)、21日(日) 南区民センター(南区真駒内幸町2)。いずれも午後1時30分～4時。

【詳細】身体障害者福祉協会 ☎(64) 8853

### 在宅福祉サービス協会 協力員登録説明会

【内】高齢の方、障がいのある方などへの家事援助やごみ出しなどを行う協力員(有償ボランティア)登録のための説明会。活動への謝礼は1時間700円程度(交通費実費支給)。

【日】10月22日(月)午前9時30分～午後5時。

【定】80人。

【料】年会費600円(来年3月までの分。登録者のみ当日納入)。

### 医療費を助成します

市内に住民登録か外国人登録がある健康保険加入者が対象です。事前に区役所の保健福祉課で受給者証の交付申請をしてください。

【対】0歳～就学前のお子さん

(主として生計を維持する方に所得制限あり)。

### 助成額

および市民税非課税世帯の4歳以上の通院の場合 ①初診時一部負担金(医科は580円、歯科は510円)を除いた金額。市民税課税世帯の4歳以上で通院の場合 ②医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。

### 重度心身障害者医療費

【対】①1・2級と3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る)の身体障害者手帳をお持ちの方。②知的障がいがあり、A判定の療育手帳をお持ちか、重度と判定(診断)された方。①②とも主として生計を維持する方に所得制限あり。

【助成額】保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科は580円、歯科は510円、柔道整復は270円)または医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。

【対】ひとり親家庭等医療費

【内】母子・父子家庭や両親のいない家庭の20歳未満のお子さんと母子家庭の母親、父子家庭の父親。主として生計を維持する方に所得制限あり。

【助成額】保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科は580円、歯科は510円、柔道整復は270円)または医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。ただし、父母は入院医療費のみの助成。

【老人医療費】この助成は、来年3月末で廃止します。

【対】昭和14年7月31日以前に生まれた70歳未満の方で、次のA～Cに該当する方(本人・配偶者・子供に所得制限あり)。

①昭和14年7月31日以前に生まれた70歳未満の方で、次のA～Cに該当する方(本人・配偶者・子供に所得制限あり)。

【助成額】保険診療の自己負担額から一部負担金(医療費の1割または3割。負担上限あり)を除いた金額。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉課、HP

### 高齢者の医療制度が変わります

31歳をご覧ください。



### インターネット公売

市税の滞納処分により差し押さえた自動車、つばなどをインターネット公売で売却します。

### 不動産の公売(入札)

市税の滞納により差し押さえた不動産の公売を行います。【所】10月30日(木)午後1時20分。市役所12階会議室。【詳細】滞納整理課 ☎211-3081、HP

種類	所在地	見積価額	公売保証金	備考
土地823平方 <sup>㍎</sup>	南区藤野2の6	972.4万円	98万円	雑木・倒木
マンション(店舗)122.74平方 <sup>㍎</sup>	中央区北3西7	276.2万円	28万円	空室、未納
マンション147.14平方 <sup>㍎</sup>	南区川沿1の2	829.3万円	83万円	賃借、未納
マンション28.61平方 <sup>㍎</sup>	豊平区平岸3の6	142.7万円	15万円	賃借、未納
マンション(店舗)180.24平方 <sup>㍎</sup>	東区北20東1	938万円	94万円	所有者使用
土地118.10平方 <sup>㍎</sup> 、建物91.91平方 <sup>㍎</sup>	北区新琴似3の13	951.6万円	96万円	居住
土地257平方 <sup>㍎</sup>	東区北39東21	1,233.6万円	124万円	空き地
マンション60.45平方 <sup>㍎</sup>	白石区菊水元町3の1	159.8万円	16万円	空室、未納
マンション72.47平方 <sup>㍎</sup>	清田区北野5の4	371.2万円	38万円	使用、未納
土地361.63平方 <sup>㍎</sup> 、建物66.24平方 <sup>㍎</sup>	白老町字北吉原	149万円	15万円	空家(別荘)
土地494平方 <sup>㍎</sup>	南区篠簾2の5	487.9万円	49万円	要整地
土地1627.88平方 <sup>㍎</sup> 、建物103.68平方 <sup>㍎</sup>	手稲区稲穂2の5	2,468.9万円	247万円	居住

※未納=管理費未納あり、賃借=賃借人あり、居住=所有者が居住

【詳細】区役所(1階)の課税課



### 食品衛生法の営業許可の更新

中央・北・東区で食品衛生法による営業を行っており、許可期限が10月31日(水)の方は、期限内に更新手続きが必要です。保健センターに確認の上、手数料を持参して申請してください。

【詳細】保健センター(中央) ☎(51) 7221、北 ☎(75) 1183、東 ☎(71) 3211